

変更認可申請書作成業務仕様書

第1章 総則

1. 業務の目的

吹田市の水道事業は、平成28年に再構築事業に着手し、現在にいたる。

吹田市では、水源を淀川表流水や市内の深井戸及び大阪広域水道企業団からの浄水受水等に求めている。これらのうち、令和5年度に淀川表流水の取水地点の変更を、令和6年度に新設深井戸2本の供用を計画している。また、平成28年認可値よりも給水人口が増加しており、水道法第10条第1項に基づく事業の変更（取水地点の変更、給水人口の増加）に該当するため認可の変更申請を行う。申請は変更による給水の開始前に必要となることから、2回変更申請を行う。

本業務は、上記事業の変更の認可に必要な一切の申請書類作成及び関係機関との調整等を行うものである。

なお、吹田市水道部（以下「発注者」という。）では、「未来につなぐ 市民と育む 信頼のすいた水道」を理念とする吹田市水道事業ビジョン「すいすいビジョン2029」を定め、各種の施策・事業を推進しており、これらとの整合を図るとともに、今後の事業計画等についても発注者と十分協議し作業を進めなければならない。

2. 仕様書の適用範囲

この仕様書は発注者が委託する変更認可申請書作成業務に適用する。

なお、本仕様書に記述のない事項は、「水道施設設計業務委託標準仕様書2010」（日本水道協会発行）に基づくものとする。

3. 法令等の遵守

この業務を受託するもの（以下「受注者」という。）は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

4. 中立性の堅持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

5. 秘密の保持

受注者は、業務上において知り得た情報や秘密を他人に漏らしてはならない。また、本業務において作成した資料等については、これを無断で使用してはならない。

6. 従事技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法に定める技術士（「上下水道部門（旧水道部門を含む）」、選択科目は「上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有するものとする。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

7. 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、関係書類を作成し調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報サービス（テクリス）に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、10日以内に、訂正時は適宜、書面により調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後「登録内容確認書」の写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

8. 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
 - ①業務概要
 - ②実施方針
 - ③業務工程
 - ④業務組織計画
 - ⑤打合せ計画
 - ⑥成果品の品質を確保するための計画
 - ⑦成果品の内容、部数
 - ⑧使用する主な図書及び基準
 - ⑨連絡体制（緊急時含む）
 - ⑩使用する主な機器
 - ⑪その他

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

- (3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員と協議のうえ、必要に応じて変更業務計画書を作成し、提出しなければならない。
- (4) 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に関わる資料を提出しなければならない。

9. 関係機関との協議等

受注者は、業務に関して関係機関との協議の必要が生じた場合、調査職員の指示に従い、速やかにその準備（協議に必要な書類の作成等）を行わなければならない。

10. 審査

- (1) 受注者は、業務途中及び業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 業務途中及び業務完了時において、受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに受注者の負担において当該業務の修正を行わなければならない。

11. 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の最終図書の検査をもって業務の完了とする。

12. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与する。

13. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料等を引用した場合は、その文献資料名を明記するものとする。

14. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。

15. その他

受注者は、納入した成果品の内容について、発注者から説明を求められた時は、直ちに担当技術者を派遣し対処するなど、誠実な対応をしなければならない。

第2章 業務概要

1. 業務の内容

本業務は令和4年度及び令和5年度にそれぞれ予定している変更認可に必要な書類について、下記の項目に沿って実施し、取りまとめを行う。

(1) 変更認可の内容

令和4年度申請予定分：給水人口の増加、取水地点の変更（河川取水地点を上流に変更）

令和5年度申請予定分：取水地点の変更（地下水源2か所の新設）

(2) 現況の把握

現地の状況、地域の特性、水道事業の特性等について把握し、必要な資料の収集を行う。

(3) 水理・構造計算

発注者が受注者に提供する節点・管路データや管網解析結果のほか、主要な施設の構造計算結果を、変更認可申請書の添付資料に適した形式に編集する。また、管網解析及び構造計算の結果のとりまとめなど、必要な資料の作成を行う。

(4) 設計図作成

発注者が受注者に提供する資料を基に、次に示す図面の作成及び編集を行う。

- ①給水区域図
- ②取水場の一般平面図、水位高低図及び主要な構造物の構造図等
- ③導水管等の平面図及び管網図等

(5) 申請書類の作成

水道法第10条に基づく変更認可申請書類の作成及び編集を行う。発注者が受注者に提供するデータ等（概算事業費、財政計画など）を変更認可申請書に適した形式に編集すること。

(6) 水道台帳の作成

厚生省通達に基づく水道台帳を作成する。

(7) 厚生労働省との事前協議

令和4年度申請予定の変更認可について、令和3年度に厚生労働省に事前協議資料（概要書、乖離状況確認表）を提出し、認可値は決定済みである。その内容を十分把握したうえで業務を遂行すること。

令和5年度申請予定の変更認可について、令和4年度に厚生労働省と事前協議予定であり、そこで決定した認可値等の内容を十分把握したうえで業務を遂行すること。

なお、本業務をすすめる上で、決定済みの基本事項に変更が必要と考えられる場合は、調査職員と協議のうえ対処すること。

(8) その他

水需要予測については簡素化が認められており、令和3年度の前協議の水需要予測を用いて令和4年度及び令和5年度の申請書類を作成すること。

2. 業務の注意事項

- (1) 業務は、十分協議、打ち合わせのうえ実施するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
- (3) 協議、打ち合わせには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

3. 成果品の提出

成果品の種類は次のとおりとする。提出部数については調査職員の指示に従うこと。

また、成果品の内容・精度等について、変更認可申請を全うするために十分なものでなければならない。

- ①吹田市水道事業変更認可申請書
- ②吹田市水道事業変更認可申請書(参考資料)
- ③打合せ議事録
- ④上記書類及び必要なバックデータの電子データ
- ⑤その他、関係機関との協議に要した資料等

4. 準拠すべき図書

業務は、下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

- (1) 水道施設設計指針・解説(日本水道協会)
- (2) 水道施設耐震工法指針・解説(日本水道協会)

- (3) 水道維持管理指針(日本水道協会)
- (4) 水道事業等の認可の手引き(厚生労働省)
- (5) 土木学会、建築学会その他の関連基準、標準示方書、設計指針及び法規
- (6) その他、認可設計に必要な資料

5. 本市水道事業概要(令和2年度実績)

(1) 給水区域面積	36.11 km ²
(2) 給水区域内人口	376,944 人
(3) 給水人口	376,478 人
(4) 給水戸数	177,145 戸
(5) 浄水所別施設能力(自己水源)	
・ 泉浄水所	表流水+地下水 : 48,400 m ³ /日
・ 片山浄水所	地下水 : 14,000 m ³ /日
(6) 配水池数及び容量	19 池 (61,613 m ³)
(7) 導水・送水・配水管路延長	734.414km
(8) 最大配水量及び水源内訳(8月20日)	123,294 m ³ /日
・ 自己水源 :	42,054 m ³ /日
・ 依存水源(企業団水) :	81,240 m ³ /日
(9) 平均配水量	115,445 m ³ /日